

年企発 1203 第 1 号
令和 7 年 12 月 3 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公 印 省 略）

「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」の一部改正について

「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」（令和 3 年 9 月 1 日年企発 0901 第 2 号）の一部を別添のとおり改正したので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）（令和３年９月１日年企発 0901 第２号）

新旧対照表

新	旧
確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知） 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和３年厚生労働省令第 150 号。以下「算定省令」という。）が本日公布され、令和 6 年 12 月 1 日に施行されることとされた。 算定省令の内容は別紙のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。 また、Q&A を添付するので、併せて活用されたい。 なお、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号。以下「DC 令」という。）第 11 条第 2 号又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（<u>平成 26 年政令第 74 号</u>）第 3 条第 4 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（<u>平成 26 年政令第 73 号</u>）第 3 条の規定による改正前の DC 令第 11 条第 2 号に規定する他制度掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」という。）は、令和 6 年 11 月 1 日までの日を適用日とする規約変更によって、確定給付企業年金及び厚生年金基金の規約に定められる必要があり、規約への他制度掛金相当額の規定状況を把握するため、貴管下において他制度掛金相当額を初めて定める規約変更があった場合には、その都度当課に報告されたい。 （別紙）確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について １．他制度掛金相当額等の算定の趣旨	確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知） 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和３年厚生労働省令第 150 号。以下「算定省令」という。）が本日公布され、令和 6 年 12 月 1 日に施行されることとされた。 算定省令の内容は別紙のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。 また、Q&A を添付するので、併せて活用されたい。 なお、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号。以下「DC 令」という。）第 11 条第 2 号又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 3 条第 4 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第 3 条の規定による改正前の<u>確定拠出年金法施行令第 11 条第 2 号</u>に規定する他制度掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」という。）は、令和 6 年 11 月 1 日までの日を適用日とする規約変更によって、確定給付企業年金及び厚生年金基金の規約に定められる必要があり、規約への他制度掛金相当額の規定状況を把握するため、貴管下において他制度掛金相当額を初めて定める規約変更があった場合には、その都度当課に報告されたい。 （別紙）確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について １．他制度掛金相当額等の算定の趣旨

企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の拠出限度額の算定に当たって、全ての確定給付企業年金（以下「DB」という。）等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するためには、給付建でのDB等の他制度について、確定拠出年金と比較可能な形で、DB等の他制度の掛金相当額を算定する必要がある。

確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「DC令」という。）第11条第2号又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第4項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第3条の規定による改正前のDC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」という。）及びDC令第36条第5号に規定する共済掛金相当額（以下「共済掛金相当額」という。）の算定に関しては、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年厚生労働省令第150号。以下「算定省令」という。）の定めるところによる。

2. 他制度掛金相当額等の算定方法

（1）DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

- ① DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額は、次の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定すること。（算定省令第3条第1項及び第2項関係）

ア 「加入年齢方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでの標準的な加入者とは、算定省令第3条第1項第1号に規定する標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者であ

企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の拠出限度額の算定に当たって、全ての確定給付企業年金（以下「DB」という。）等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するためには、給付建でのDB等の他制度について、確定拠出年金と比較可能な形で、DB等の他制度の掛金相当額を算定する必要がある。

確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「DC令」という。）第11条第2号又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第4項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第3条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」という。）及びDC令第36条第5号に規定する共済掛金相当額（以下「共済掛金相当額」という。）の算定に関しては、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年厚生労働省令第150号。以下「算定省令」という。）の定めるところによる。

2. 他制度掛金相当額等の算定方法

（1）DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

- ① DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額は、次の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定すること。（算定省令第3条第1項及び第2項関係）

ア 「加入年齢方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでの標準的な加入者とは、算定省令第3条第1項第1号に規定する標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者であ

り、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者をいうこと。この標準的な加入者は、標準掛金の計算に用いたものとすること。また、a 及び b に掲げる額は加入時点での現価を指すものであること。

(略)

イ～エ (略)

②～④ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定方法

① 厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、代行部分がないものとして、財政方式を「加入年齢方式」又は「開放基金方式」とするDBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法と同様の算定方法により算定すること。(算定省令第8条関係)

なお、標準的な加入員とは、算定省令第8条第1項第1号に規定する標準的な加入員として厚生労働大臣が認める者であり、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入員をいうこと。この標準的な加入員は、標準掛金の計算に用いたものとすること。また、「加入年齢方式」及び「開放基金方式」に該当しない財政方式である厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、「加入年齢方式」又は「開放基金方式」の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額とすること。

② (略)

(5)～(8) (略)

確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A

※以下のQ&Aにおける「DB法」、「DB令」、「DC令」、「DB規則」、「算定省令」、「平成25年改正法」、「法令解釈通知」とはそれぞれ次に掲げるものをいう。

(略)

「法令解釈通知」……確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発

り、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者をいうこと。また、a 及び b に掲げる額は加入時点での現価を指すものであること。

(略)

イ～エ (略)

②～④ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定方法

① 厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、代行部分がないものとして、財政方式を「加入年齢方式」又は「開放基金方式」とするDBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法と同様の算定方法により算定すること。(算定省令第8条関係)

なお、標準的な加入員とは、算定省令第8条第1項第1号に規定する標準的な加入員として厚生労働大臣が認める者であり、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入員をいうこと。また、「加入年齢方式」及び「開放基金方式」に該当しない財政方式である厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、「加入年齢方式」又は「開放基金方式」の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額とすること。

② (略)

(5)～(8) (略)

確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A

※以下のQ&Aにおける「DB法」、「DB令」、「DC令」、「DB規則」、「算定省令」、「平成25年改正法」、「法令解釈通知」とはそれぞれ次に掲げるものをいう。

(略)

「法令解釈通知」……確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発

第 0329008 号)

番号	項目	質問事項	回答	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	算定方法 (積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合)	財政方式を加入年齢方式又は開放基金方式とし、積立金の額を考慮して標準掛金を計算する確定給付企業年金又は厚生年金基金はどのように他制度掛金相当額を算定すればよいか。	積立金の額を考慮せずに標準掛金を計算する場合と同様の方法(確定給付企業年金においては、算定省令第3条第1項第1号又は第2号に規定する方法。厚生年金基金においては、算定省令第8条第1項第1号又は第2号に規定する方法。)とすること。	
11-2	(略)	加入年齢方式、開放基金方式及び閉鎖型総合保険料方式以外の財政方式としている確定給付企業年金	加入年齢方式(積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合を含む。)、開放基金方式及び閉鎖型総合保険料方式以外の財政方式における他制度掛金相当額の算定は、標準掛金の計算に用いている財政方式の区分に応じ、次の方法とすること。 ① 現在加入者の将来期間分給付	算定省令第3条第1項第4号及び第8条第1項第3号

第 0329009 号)

番号	項目	質問事項	回答	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
11	(略)	加入年齢方式、開放基金方式及び閉鎖型総合保険料方式以外の財政方式としている確定給付企業年金	加入年齢方式、開放基金方式及び閉鎖型総合保険料方式以外の財政方式における他制度掛金相当額の算定にあたっては、標準掛金の算出方法を考慮した算定方法の案を事前に厚生労働省に相談するようお願いする。	算定省令第3条第1項第4号及び第8条第1項第3号厚生年金基金も同様の取扱い

		又は厚生年金基金はどのように他制度掛金相当額を算定すればよいか。	<u>現価及び将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式を用いている場合は、確定給付企業年金においては、算定省令第3条第1項第2号に規定する方法、厚生年金基金においては、算定省令第8条第1項第2号に規定する方法。</u> <u>② ①以外の場合で将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式を用いている場合は、確定給付企業年金においては算定省令第3条第1項第1号に規定する方法、厚生年金基金においては算定省令第8条第1項第1号に規定する方法。</u> <u>③ ①及び②以外の場合で現在加入者の将来期間分の給付現価を算定の基礎とする財政方式を用いている確定給付企業年金は、算定省令第3条第1項第3号に規定する方法。</u> <u>④ その他①から③までにより難しい場合は、確定給付企業年金においては算定省令第4条に規定する方法、厚生年金基金においては算定省令附則第2条第2項に規定する方法。</u>			はどのように他制度掛金相当額を算定すればよいか。			
12	(略)	(略)	現行の標準掛金の計算に用いた数	(略)	12	(略)	(略)	現行の標準掛金の計算に用いた数	(略)

			値以外の数値を新たに作成する必要があり、システム等の実務面の制約により算定が困難な場合 <u>であり</u> 、例えば閉鎖型総合保険料方式において、将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合が該当する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			値以外の数値を新たに作成する必要があり、システム等の実務面の制約により算定が困難な場合 <u>を想定しており</u> 、例えば閉鎖型総合保険料方式において、将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合 <u>を念頭</u> にしている。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)